

保存期間 5 年

通達乙通指第175号

通達乙生総第667号

令和3年2月25日

本部内各部課長  
警察学校長 殿  
各警察署長

茨城県警察本部長

非常通報装置の設置に関する取扱要綱の改正について

非常通報装置の設置については、非常通報装置の設置に関する取扱要綱の一部改正について（平成25年12月3日付け通達乙通指第694号、通達乙生総第2165号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、各種申請等に必要な書類への押印を求めている手続の見直しに伴い、旧通達の一部を改め、令和3年3月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和3年2月28日限り、廃止する。

記

主な改正点

非常通報装置設置申請書（別記様式第1号）、運用開始届（別記様式第4号）、非常通報装置変更届（別記様式第6号）、非常通報装置廃止届（別記様式第7号）及び非常通報装置誤報措置報告書（別記様式第8号）の申請者又は設置者からの押印欄を削除した。

別添

## 非常通報装置の設置に関する取扱要綱

### 第1 目的

非常通報装置（緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報をあらかじめ記録された音声又はデータにより地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）に送信するための装置をいう。以下同じ。）による通報については、迅速かつ的確に対応する必要がある一方、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じるおそれがあることから、非常通報装置の設置に関し適正な管理運用を図るため、必要な事項を定める。

### 第2 非常通報装置の設置対象施設

非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯及び安全確保のための措置が講じられている金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設その他の公共的施設、重要防護対象又はこれらに準ずる施設のうち、当該施設において事案が発生したときの被害の程度及び社会的影響、当該施設に係る地域の治安状況、通信指令課における受理体制等の事情を総合的に勘案して警察本部長（以下「本部長」という。）が非常通報装置を設置することが適当であると認めるものに設置する。

### 第3 非常通報装置の要件

非常通報装置又は非常通報装置による通報は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 センサー等の感知により自動的に通報する装置ではないこと。
- 2 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されていることを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。
- 3 通信指令課において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置からの通報であること、及び通報の発信地を認識することができること。
- 4 通信指令課において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができること。
- 5 その他通信指令業務に支障が生じるおそれがないと認められること。

### 第4 非常通報装置の設置及び運用に係る手続

- 1 非常通報装置を設置しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げ

る書類を、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、設置しようとする施設の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して本部長に提出しなければならない。

- (1) 非常通報装置設置申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）
- (2) 設置施設付近の見取図
- (3) 設置施設内部の平面図（非常通報装置の取付位置を表示したもの）
- (4) 運用開始届（別記様式第4号）
- (5) 非常通報装置設置者カード（別記様式第5号。以下「設置者カード」という。）

2 1の申請を受けた署長は、申請者に対し必要な調査及び指導を行い、その結果を非常通報装置設置に関する調査書（別記様式第2号。以下「調査書」という。）に記載し、申請書類とともに地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）を経由して本部長に送付する。

3 本部長は、1の申請が第2の施設に該当し、かつ、第3の要件を満たすものと認めるときは、非常通報装置の設置及び運用その他施設設置の防犯及び安全確保に関する条件を付した上で、申請を承認する（以下、承認を受けた者を「設置者」という。）。

4 本部長は、3の承認を決定したときは、非常通報装置設置承認書（別記様式第3号。以下「承認書」という。）を1の申請を受けた署長に送付する。

5 4の送付を受けた署長は、設置者に対し当該申請に係る承認条件を厳守するよう指示した上で、承認書を交付する。

6 設置者は、本部長の指示に従い、開通試験を行うこと。

#### 第5 申請書記載事項の変更及び非常通報装置の廃止

1 設置者は、設置施設の所在地の変更、若しくは増改築等による非常通報装置の取付位置の変更を行う際は、第4の規定による申請を行うとともに、3の手続による廃止の届出を行うこと。

2 署長は、1以外の変更について届出を受けたときは、設置者から非常通報装置設置変更届（別記様式第6号）を提出させ、通信指令課長を経由して本部長に提出する。

3 署長は、設置者から非常通報装置の廃止の届出を受けたときは、当該設置者から非常通報装置廃止届（別記様式第7号）を提出させ、通信指令課長を経由して

本部長に提出する。

#### 第6 設置者の遵守事項

- 1 非常通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生し、通常の緊急通報を行うことが困難な場合に限って使用すること。
- 2 設置者は、非常通報装置による通報を適切に行い、誤報等を防止するために必要な措置を講ずるとともに、非常通報装置の構造等に十分な知識を有する者による保守点検を定期的に行い、その点検結果を記録した書面を保管しておくこと。
- 3 設置者は、非常通報装置による誤報等があった場合は、当該誤報等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じた上で、その結果を非常通報装置誤報等措置報告書（別記様式第8号）により署長を経由して本部長に報告すること。
- 4 設置者は、非常通報装置の設置施設ごとに運用責任者を置き、1及び2の事務を行わせるとともに、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯及び安全確保に関して通信指令課長又は署長の指示に従うこと。

#### 第7 非常通報装置の設置及び運用に関する留意事項

- 1 通信指令課長及び署長は、非常通報装置設置者名簿（別記様式第9号）及び設置者カード等の資料の整備を図るとともに、非常通報装置の設置状況を定期的を確認し、非常通報装置による通報が迅速かつ的確に対応する体制になっていることを検証すること。
- 2 通信指令課長は、非常通報装置による通報、誤報等の件数等非常通報装置の運用状況を定期的を確認し、非常通報装置による通報が適切に行われているか、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じていないか等について検証すること。
- 3 本部長は、設置者又は運用責任者が、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯及び安全確保に関して本部長又は署長の指導に従わないときは、設置者に対し当該装置の廃止を求め、設置者がこれに従わないときは、当該装置による通報には対応することができない旨通知する。

別記様式第1号

非常通報装置設置申請書

年 月 日

茨城県警察本部長 殿

申請者 住所  
氏名

非常通報装置の設置について、下記のとおり承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 設置者名
- 2 設置施設所在地
- 3 機器の形式
- 4 保守者（施行者）
- 5 通報録音文
- 6 接続電話番号  
連絡電話番号
- 7 設置工事予定日
- 8 運用開始予定日
- 9 添付書類
  - (1) 設置施設付近見取図
  - (2) 非常通報装置の本体、発報確認ランプ、通報用ボタン、逆信受理電話機及び付加装置の取付位置を表示した平面図

< 別記様式第2号省略 >

殿

茨城県警察本部長

印

非常通報装置設置承認書

年 月 日付け申請のあった に対する非常通報装置の  
設置については、下記の事項を厳守することを条件として承認する。

記

- 1 本装置の使用は、人の生命又は身体に危険を及ぼす殺人、強盗等の凶悪事件  
や財産に重大な損害を及ぼす事件が発生した場合で、急を要し、通常の電話等  
によっては通報できないときに限ること。
- 2 運用を開始するときは、その5日前までに運用開始届を所轄警察署長に提出  
し、警察本部長に届け出ること。
- 3 設置施設の所在地の変更若しくは増改築等による非常通報装置の取付位置の  
変更を行う際は、非常通報装置設置申請書を所轄警察署長に提出し、警察本部  
長に申請して承認を受けるとともに、4の手続による廃止の届出を行うこと。  
なお、前記以外の変更については、非常通報装置変更届を所轄警察署長に提  
出し、警察本部長に届け出ること。
- 4 廃止するときは、非常通報装置廃止届を所轄警察署長に提出し、警察本部長  
に届け出ること。
- 5 非常通報装置の設置及び運用に関する遵守事項を厳守すること。

別記様式第4号

年 月 日

茨城県警察本部長 殿

設置者 住所  
氏名

運用開始届

非常通報装置について、下記のとおり開通試験を実施し、運用を開始します。

記

- 1 開通試験予定日 年 月 日
- 2 運用開始予定日 年 月 日

別記様式第 5 号

非常通報装置設置者カード

非常通報装置設置現場付近見取図	建物略図			
施設名	所在地	責任者	電話	連絡 接続 ( 二 )

別記様式第6号

年 月 日

茨城県警察本部長 殿

設置者 住所  
氏名

非常通報装置変更届

非常通報装置について、下記のとおり変更したいので、届け出ます。

記

- 1 設置者名
- 2 設置施設所在地
- 3 変更予定年月日
- 4 変更の理由
- 5 変更内容

別記様式第7号

年 月 日

茨城県警察本部長 殿

設置者 住所  
氏名

非常通報装置廃止届

非常通報装置について、下記のとおり廃止したいので、届け出ます。

記

- 1 廃止年月日
- 2 設置者名
- 3 設置施設所在地
- 4 機器の形式等
- 5 廃止の理由

別記様式第8号

年 月 日

茨城県警察本部長 殿

設置者 住所  
氏名

非常通報装置誤報措置報告書

非常通報装置による誤報に対し、下記のとおり再発防止措置を講じたので、報告  
します。

記

- 1 設置施設名
- 2 誤報発生日時
- 3 誤報原因
- 4 再発防止措置

< 別記様式第9号省略 >